山梨大学不正防止計画

制定　令和7年11月25日
最高管理責任者

国立大学法人山梨大学（以下「本学」という。）においては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日制定、令和 3 年 2 月 1 日改正文部科学大臣決定）を踏まえ、「山梨大学における研究活動に関する基本方針」及び「山梨大学における研究活動に関する行動規範」にそって不正防止計画を以下のとおり策定し、公的資金の適正な管理運営等のための取組みを実施する。

Ⅰ　目的

本不正防止計画は、本学における公的資金を適正に管理運営し、不正使用等の未然防止に資することを目的とする。

Ⅱ　不正防止のための具体策

不正を発生させる要因に対し、不正を防止するための具体策を次のとおり定める。

事項	不正発生の要因等	不正防止のための具体策
体制の整備	不正防止に関する責任体制の理解度が低く実効性の確保が不十分	・「研究活動における不正行為の防止マニュアル」等により責任体制と職務権限の明確化を図り、会議・説明会等により責任・権限に対する意識の向上を図る。
	時間の経過及び責任者の交代等により責務に対する認識が低下	・会計処理に係るルールの遵守について理解を深めるとともに、責任者の交代時には、十分な引継ぎを行う。
環境の整備	使用ルールと運用実態の乖離	・研究費の適正な使用ルールを分かり易くまとめたマニュアル等を整備し周知するとともに、運用と実態を把握し必要に応じて更新する。
	現行の不正防止計画では対応できない新たなリスクの発生	・新たな不正要因の早期発見に努めるとともに、発見した際は速やかに対策を講じる。
教育管理	不正行為に対し過ちの意識が低下	・説明会等の参加状況及び研究倫理 e-learning 教材の受講状況について把握し、法令遵守と意識の向上を図るとともに、誓約書の提出を求める。 ・研究倫理教育受講の有効期間（5年）が過ぎた者に再受講を徹底するとともに、受講状況を把握する。
執行管理	予算執行の特定の時期への偏り	・計画的に予算が執行されているか状況を把握・検証し、必要に応じて事務部門から指導を行う。

適切な執行	特殊な役務(※1)にかかる検収が不十分	・特殊な役務を発注する際には、検収確認が可能な者の届け（役務検収確認者届）を必須とする。
	役務の完了確認における、検収体制の未整備（同一研究室内での検収の実施）	・役務の検収において、１名は必ず事務職員（納品検収室職員）等が行う。
	出張の事実確認が行える手続きが不十分	・出張の事実確認を検証可能な、出張報告書の提出を徹底する。 ・航空券は、半券・領収証の確認の際に運賃種別を確認する。 ・先方負担の有無を確認する。
	雇用した非常勤職員に対するルールの周知及び、勤務状況確認等の雇用管理が研究室任せ	・非常勤職員を雇用する際には、事務部門がルールについて説明を行うとともに、勤務実態を把握し、雇用管理を行う。
	消耗品の物品管理が研究者任せ	・換金性の高い物品(※2)については、消耗品でもシステムで管理し、切手・金券類については会計ハンドブックに基づき、適切な管理を行う。 ・換金性の高い物品(※2)における備品シール貼付の確認を、モニタリング監査において行う。
	業者との癒着の温床となる、不自然な取引	・地元で購入可能な物品をあえて遠方の業者に発注する等、不自然な取引がないようにチェック体制を強化する。 ・地元に同業者が複数あるにも関わらず、一社に発注が集中していないかチェック体制を強化する。
	取引業者の不正行為に関する理解度不足	・取引に対する留意事項を周知するとともに、取引先に誓約書の提出を求める。
監査	定例で定期的な監査（監査機能の形骸化）	・通常監査のほか抜き打ち監査を行う。
	会計処理に関するルールについて理解不足のまま行われる、前任地からの継続した業者との取引	・採用された教職員について、取引業者に偏向が無いかまた、不明瞭な点が無いか確認する。

【事項：適切な執行】における重点課題

重点課題	手続きの理解度不足による、採択された助成金の教員による個人経理	・新規採用者へ「研究活動における不正行為の防止マニュアル」等を配付し教育を徹底するとともに、説明会及び会計ハンドブック等において会計処理に係るルールの重点説明を行う。

（※1） データベース・プログラム・デジタルコンテンツの開発・作成及び機器の保守・点検等、専門的知識が必要となる役務

（※2） パソコン、タブレット、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器、スマートフォン、アクションカメラ（GoPro）等

Ⅲ　不正防止計画の見直し

本不正防止計画は、公的資金の不正使用の防止を目的として当面取り組むべき措置を掲げたものであることから、今後も継続してモニタリング等による不正を発生させる要因の把握とその検証を進めるとともに、文部科学省からの情報提供や他の機関における対応等を参考にしつつ、必要に応じて不断の見直しを行うものとする。

附　則

この不正防止計画は、令和7年１１月２５日から施行し、令和7年４月１日から適用する。